

給与支払報告書(総括表)										徴収方法	指定番号	
東峰村長宛 令和 年 月 日 提出										特徴・普徴		
法人番号 又は個人番号										事業種目		
フリガナ										受給者総人員	人	
給与支払者の 名称又は氏名										特別徴収 住民税を給与 天引できる人数	人	
										普通徴収 普通徴収申請書 の合計人数	人	
所得税の源泉 徴収をしてい る事務所又は 事業所の名称										退職者	人	
										合計	人	
フリガナ										年 大 調 整 に つ い て	他社分給与を 含んでいますか	はい いいえ
同上の住所											その旨を摘要欄 に記載していま すか	はい いいえ
連絡者の氏名 及び所属課係 名並びに電話 番号	氏名									特徴納付書の送付		
										要	不要	
フリガナ										1		

切り取り線

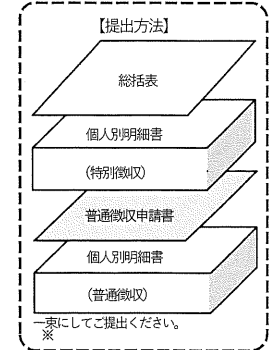
普通徴収申請書(福岡県内市町村用)

指定番号 \_\_\_\_\_  
事業主名 \_\_\_\_\_

東峰村長宛

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理由	人数
A	退職者又は退職予定者(5月末まで)	人
B	給与の支払いがない月がある者	人
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	人
D	他の事業主から特別徴収されている者(乙欄該当者)	人
E	事業専従者(事業主が個人の場合のみ該当)	人
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA~Eの該当者を除く人数	人
普通徴収申請書 合計人数		人



◆重要

- 普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA~Fを記入してください
- 上記要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
- 普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。 ※記載要領もご確認ください。

○普通徴収申請書の記載要領

【給与支払報告書を書面で提出する場合】

- ①普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA~Fを記載してください。  
なお、略号Aのうち退職者、Dの乙欄該当者については、略号の記載を省略することもできます。
- ②普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。

【給与支払報告書をeLTAxや光ディスクで提出する場合】

- ③普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の普通徴収項目にチェック(光ディスクの場合は、普通徴収のコード入力)を行い、摘要欄にも書面による提出と同様に上記略号のA~Fを入力してください。  
なお、略号Aのうち退職者、Dの乙欄該当者については、略号の入力を省略することもできます。
- ④eLTAxや光ディスクで給与支払報告書を提出する場合、この申請書の提出は不要です。  
ただし、上記③の入力がない場合、書面での提出と同様に特別徴収となります。

【共通事項】

- ⑤申請要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
- ⑥F欄は、他市町村を含む全従業員数からA~Eに該当する従業員数(他市町村を含む)を除いた人数が2人以下の場合、申請ができます。ただし、人数はこの申請書を提出する市町村に居住する従業員数を記載してください。
- ⑦一人の従業員の方が複数の項目に該当する場合は、略号の上位の項目一つで申請してください。

【重要】

平成29年度より福岡県内全市町村は個人住民税の特別徴収一斉指定を実施しています。既に特別徴収を実施している事業主の方も、普通徴収としている従業員の方がいる場合は、特別徴収していただきます。

ただし、特別徴収をすることが困難な従業員がいる場合は、必ず「普通徴収申請書」を提出いただき、普通徴収を申請する従業員の方の個人明細書の摘要欄に普通徴収申請書の略号A~Fを必ず記入してください。

普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。

【提出期限】

提出期限は、令和4年1月31日(月)です。

【提出先】

〒838-1692 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原941番地9  
東峰村役場 住民税務課 税務係  
電話番号 0946-74-2311